府中市教育委員会 教育委員会だより 第101号 (平成27年6月発行)

平成 27 年度 府中市教育委員会新規事業について

府中市教育委員会では、第2次府中市学校教育プランの推進のため、様々な施策を実施しております。

平成27年度におきましても、いくつかの新規事業を実施してまいりますが、その一部の内容につきまして、ご紹介します。 ◎副校長等校務改善支援事業

副校長を含め教員でなくとも対応可能なものを全小・中学校に配置する臨時職員が担うことにより、副校長や教員の事務負担を軽減します。それにより、教員は生み出された時間を子供と向き合う時間や教材研究等準備にあて、副校長は学校経営の補佐及び人材育成に充て、これらにより教育の質の向上を目指します。

◎小・中連携、一貫教育推進事業

教育委員会では、平成28年度より小・中連携、一貫教育の本格実施を予定しています。27年度においては、各校の教員1名を小・中連携、一貫教育コーディネーターとして選任します。このコーディネーターとなる教員の授業を週2時間、講師等が担うことにより、各コーディネーターが小・中連携、一貫教育の本格実施に向けた準備を円滑に推進します。

(平成 28 年4月からの) 障害者差別解消法の施行に向けて

平成25年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月から施行されます。障害者基本法では、教育に関して、「共に学ぶ」ことの配慮を国及び地方公共団体に求めるとともに、同法第16条では、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と付け加えられました。また、同法第4条では、①差別する行為を禁止し、②社会的障壁を除去するための合理的配慮がされなければならないと定めていますが、これを具体的に実現するための法律が障害者差別解消法です。

府中市教育委員会では、この法律の目的に沿った教育が実現できますよう、課題の解消に向け、検討してまいります。

平成 27 年度セカンドスクールの実施について

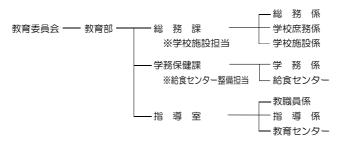
本市では、平成23年度から市立小学校5年生を対象に4泊5日のセカンドスクールを実施しています。平成27年度は、5月18日~10月30日の間に市立小学校22校全校が八ヶ岳周辺での活動を予定しています。昨年6月のセカンドスクール実施中における感染症発生を受け、本年3月18日に、保健所や学校医、医師会及び関係学校長と教育委員会事務局による「宿泊体験学習における感染症対応に係る連絡会」を開催しました。連絡会での児童の安全を確保しながら実施するための助言や意見を参考に、セカンドスクールにおける体験学習等の対応を次のとおりとし、平成27年度においても引き続き児童の安全確保等に努めながら継続して実施します。

①体験学習で調理したもので、非加熱(なまもの)のものを児童等が食することは避ける。②飲水については、現地において、学校で指定した場所以外での飲水はしない。③農場や牧場等における動物との接触については、児童一人ひとりの体験後の石けん等による確実な手洗いの実施をチェックするなど徹底を図ることで可能とする。④昨年度実施の際、感染症に感染したと考えられる牧場については、連絡会において「衛生管理について十分な対応がとられている」とされたが、健康被害に遭われた児童や保護者の心情に配慮し、平成27年度の利用は差し控えることとする。

組織改正について

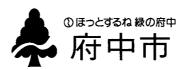
教育委員会では、当面の課題や施設整備に迅速かつ柔軟に対応していくため、4月1日、組織の改正を行いました。

- ・学校施設の老朽化等に計画的に対応するため、総務課に「学校施設担当」を設置するとともに、「学校管理係」を「学校 庶務係」に、「施設係」を「学校施設係」にそれぞれ名称変 更しました。
- ・給食センターの整備をより着実に推進するため、学務保健課 に「給食センター整備担当」を設置しました。



若松小学校における窃盗事件について

4月7日(火)午前1時28分、何者かが若松小学校2階の職員室及び放送室の窓ガラスを割って校内に侵入し、パソコン2台及びチャイム機能付き時計が盗まれる事件が発生しましたが、この窃盗事件の容疑者は6月2日に逮捕されました。盗難に遭ったパソコン内には、過去3年分の指導要録データなどの個人情報が保存されておりました。当該パソコンは、セキュリティ対策用の個人認証キーがついたままの状態でした。関係の皆様方には、ご心配、ご迷惑をおかけしました。教育委員会といたしましては、各種研修の実施や情報セキュリティ向上策など、再発防止に取り組んでまいります。



教育委員会だより

- 1 0 1 号 - (平成 2 7 年 6 月発行)

【編集・発行】 府中市教育委員会事務局 〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話 042-335-4063

新制度の下での学校教育の充実に向けて

教育長 浅 沼 昭 夫

府中市教育委員会は、本年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の下での新制度に移行しました。新制度では、市長と4人の教育委員、そして教育長で構成する「総合教育会議」が開催され、教育条件や施策等について協議や調整をすることになります。教育委員会の代表として、今まで以上に「教育長職」の重責を真摯に受け止め、皆様方のご期待に応えて参ります。その基本は、7つの「柱」と17の「施策」からなる「第2次府中市学校教育プラン」です。今後7年間、このプランの目指す方向で具体的な教育施策を立案し、府中市の学校教育の充実に取り組んで参ります。

まず、大きな課題であった学校給食センターの老朽化に伴う新築計画ですが、調布基地跡地に建設が決まり、現在、実施設計に入っています。学校給食における食物アレルギーへの対応が大きな課題となる中、「学校給食衛生管理基準」を満たす、あらゆるリスクを予め想定し、それを低減させる手法など、おいしくて安全、安心な給食提供に向けた施設の整備を行ってまいります。また、子どもたちの生涯を支える健康づくりに重要な「食育」の拠点を目指しています。

一方、地域から支援・応援をいただいて教育内容の充実を図る「コミュニティ・スクール」の理念を踏まえた本市の「府中版スクール・コミュニティ協議会」の活動は、より大きな広がりが期待され、学校が地域の核となって学校と地域の双方向での活性化を目指すものです。

ライフ・スタイルの変化などにより、人と人の結びつきが希薄化していく状況にあって、地域ぐるみで子育てを行い、 地域防災や少子高齢化などの社会的課題を解決する上での学校の存在意義が高まってきています。子どもたちが地域にも たらす活力や希望を共有し、「市民協働」の原動力としながら、新たな価値観を基盤にして教育や地域づくりを進めてい く必要があります。

また、施設分離型で進めている「小中連携・一貫教育」は、国が進めようとしている新しい教育施策と軌を一にするもので、9年間で子どもたちの「学び」と「育ち」を実現できる可能性が広がっていくものと期待しています。

さて、学校の先生方の多忙化が指摘されています。その背景には、学校週五日制を維持しながらの授業時間数の増加、 多様な指導方法や評価方法に加え、キャリア教育や防災教育など様々な社会的課題の解決に向けた指導が、義務教育への 要請となってきていることがあります。

そこで、市独自の調査を行って実態を把握し、今年度より「副校長等校務改善支援事業」を実施しています。これは他に例を見ない施策であり、事務等を支援員に委ねることで、先生方は子どもたちの顔を見ながら先生にしかできない指導に、そして副校長は人、物、予算などの経営資源を最大限活用して、若手教員の育成や教育課程の改善といった学校経営に専心し、教育の質を高めてほしいとの思いや願いを具体化した事業です。先生方が、学力の定着をはじめとした諸課題の解決に挑戦しつつ、子どもたちの日々の成長に喜びを見出す環境・条件づくりに寄与することを願っています。

今後も引き続き、皆さま方のご理解とご支援をお願いいたします。

明るく、快適な学習環境を

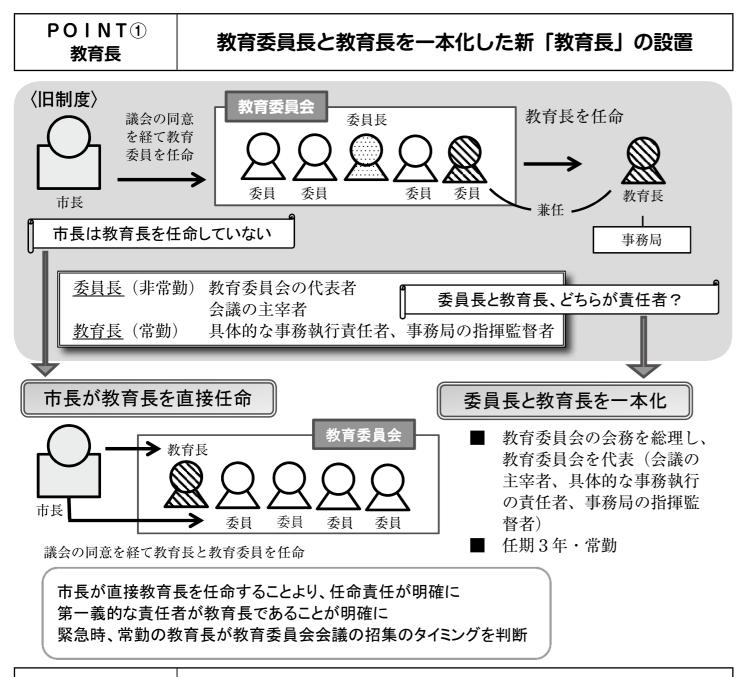
昨年末から本年3月にかけて、市内全小中学校において、照明のLED化工事を行いました。本来であれば、工事は 夏休みや冬休み中に行うことが望ましいところですが、今回は短い期間での全校LED化実施ということで、学校関係 者の協力の下、児童・生徒の学校生活、安全を第一優先としながら、放課後等の時間を活用し、全学校にてLED化工 事を行うことができました。

このことにより、従来の蛍光灯に比べて明るくなったことに加え、天井吊下げ型の製品から、天井直付型の製品に交換するなど、震災時の落下防止対策が図られるとともに、天井が高く感じられ、教室内の圧迫感を緩和することができました。明るく、快適な教室で児童・生徒が気持ちよく学校生活を送ることができたら幸いです。

また、LED照明は寿命が長く、消費電力も少ないことから、省エネ化を図ることができるとともに、照明器具を交換する回数が減少するため、廃棄物の量を削減できるなど、環境負荷を軽減することにもつながります。このようなことからも、LED照明を環境教育の一教材としても活用していきたいと考えております。

教育委員会制度が 変わりました

平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与を見直す等教育委員会制度の抜本的な改革を行うものです。主な改正ポイントは次の4つです。本市でも、新制度に移行し、さらなる教育行政の充実を図ってまいります。



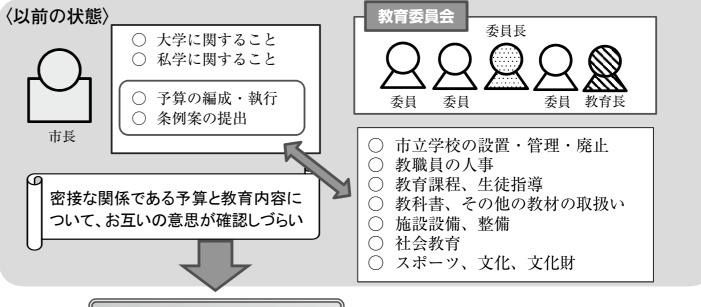
POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること **教育委員会の審議の活性化**

POINT③ 総合教育会議

市長と教育委員会の協議の場として「総合教育会議」を設置



総合教育会議の設置



市長が招集し、会議は原則公開

- 構成員は首長と教育委員会(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は次のとおり
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に 講ずべき措置

市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、それぞれの権限を執行することが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を市長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める
- 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定
- 市長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行

市としての教育政策に関する方向性の明確化